

御所市、奈良県立御所実業高等学校、奈良県立青翔中学校・高等学校、
奈良県教育委員会及び奈良教育大学の包括連携に関する協定書（案）

（目的）

第1条

御所市、奈良県立御所実業高等学校・奈良県立青翔中学校・奈良県立青翔高等学校、奈良県教育委員会及び奈良教育大学（以下「協定締結者」という。）は、相互に連携又は協力して、市の活性化及び市の就学前教育施設・義務教育諸学校と県立学校における教育・保育活動の充実に資することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 協定締結者は、前条の目的を達成するため、各者が関係する事項について連携又は協力する。

- （1） 地域づくりに関すること。
- （2） 文化・スポーツ振興に関すること。
- （3） 教育の充実に関すること。
- （4） 保育・福祉の充実に関すること。
- （5） 人材の活用と育成に関すること。
- （6） その他、前条の目的に関すること。

2 前項の連携又は協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、協定締結者が協議の上、別途定める。

（協定の期間）

第3条 本協定は、協定締結日より発効し、令和6年3月31日まで有効とする。

2 有効期間終了の30日前までに、協定締結者のいずれかから、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 本協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、本協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令等により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定の変更及び解除）

第5条 協定締結者のいずれかが本協定の変更又は解除を申し出たときは、協定締結者が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、協定締結者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

奈良県御所市1番地の3
御所市

御所市長 印

奈良県御所市大字玉手300番地
奈良県立御所実業高等学校

校長 印

奈良県御所市525番地
奈良県立青翔中学校・高等学校

校長 印

奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県教育委員会

教育長 印

奈良県奈良市高畑町
奈良教育大学

学長 印

連携で創る みんなの未来プロジェクト

～ つながる・はぐくむ・つくる ～

御所市、奈良県立御所実業高等学校、奈良県立青翔中学校・高等学校、奈良県教育委員会及び奈良教育大学が、相互に連携または協力して、市の活性化及び就学前教育施設、義務教育諸学校と高等学校における教育活動の充実を目指す。

地域づくりに
関すること

安全安心なまちづ
くりに関するこ
と

文化・スポーツ
振興に関するこ
と

教育の充実に関
すること

保育・福祉の充
実に関するこ
と

人材の活用と育成
に関するこ
と

目指す子どもの姿

地域を愛し、地域を理解し、地域を創造する子

